

第 7 5 号議案

足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 9 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例（昭和 5 8 年足立区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に、「自転車」を「自転車等」に改め、同条第 4 項中「自転車」を「自転車等」に改める。

第 9 条中「自転車」を「自転車等」に改める。

第 1 0 条の見出し中「放置自転車」を「放置自転車等」に改め、同条中「自転車」を「自転車等」に改める。

第 1 1 条の見出し中「放置自転車」を「放置自転車等」に改め、同条中「自転車」を「自転車等」に改める。

第 1 2 条の見出し及び同条中「自転車」を「自転車等」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「自転車を撤去」を「自転車等を撤去」に、「費用を当該自転車」を「費用として、別表に定める額を当該自転車等」に改め、同条第 2 項を削る。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第 1 3 条関係）

|         |            |
|---------|------------|
| 自転車     | 3, 0 0 0 円 |
| 原動機付自転車 | 5, 0 0 0 円 |

付 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

原動機付自転車を撤去の対象に加えるとともに、放置自転車等の撤去費用を改める必要があるので、この条例案を提出いたします。